

たのしいでんきプラン別説明書

# オール電化プラン

## ぜんぶでんき

**(あんしんサポート 365 無償付帯商品)**

東京・中部・関西・中国・四国・九州

2024 年 4 月 1 日改定

HTB エナジー 株式会社

# 目次

1. 実施期日と適用条件 .....	2
2. 定義 .....	2
3. 細目 .....	2
4. 料金表.....	3
契約種別 .....	3
オール電化プラン 東京 .....	4
オール電化プラン 東京 .....	5
オール電化プラン 東京 .....	7
オール電化プラン 中部 .....	7
オール電化プラン 関西 .....	9
オール電化プラン 中国 .....	10
オール電化プラン 四国 .....	11
オール電化プラン 九州 .....	12
5. 本説明書の変更および廃止 .....	14

たのしいでんきプラン別説明書 オール電化プランは、（以下、「本説明書」といいます。）は、当社のたのしいでんき約款（以下、「たのしいでんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用され、対象エリアの一般送配電事業者が定める託送約款等の電灯標準接続サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

## 1. 実施期日と適用条件

本説明書は、2021年1月20日より実施し、お客さまにより本説明書へのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

あんしんサポート 365 は、オール電化プラン切替完了日または電気供給開始日が当月15日までのお客様は翌月1日また当月15日以降のお客様は翌々月1日よりサービス開始になります。

### あんしんサポート 365

本シリーズは、あんしんサポート 365 が無償付帯されている商品になります。あんしんサポート 365 は、当社が提供します。あんしんサポート 365 の内容、料金等は、当社 WEB サイトにて掲載しております。

### あんしんサポート 365 問い合わせ先

時間...24 時間 365 日

電話...0120-431-365

## 2. 定義

- (1) 本説明書において記載のない事項は、たのしいでんき約款によるものとします。
- (2) 夜間蓄熱式機器とは、主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される機器をいいます。
- (3) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に湧きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

## 3. 細目

- (1) 本説明書に定めている事項は、たのしいでんき約款に先立って適用し、本説明書に定めのない事項については、たのしいでんき約款に準ずるものとします。

(2) 本説明書は、申込対象は個人といたします。

(3) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、本説明書第2条定義第2項に定める機器に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 夜間蓄熱式機器の「主として夜間時間に通電する機能」とは、お客さまが当該機器への主たる通電時間を深々夜時間または夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、本説明書第2条定義第3条に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器に該当する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(5) 本説明書の、需給契約の申込み、および、需給契約の成立および契約期間は、たのしいでんき約款（Ⅱ契約の申込み）に準じます。ただし、場合によっては、申込みの受付を停止後、申込みを中止にさせていただく場合もあります。この場合は、当社はあらかじめ一定期間、お知らせ等を当社のホームページに掲載します。

(6) 1つの需要場所に2つ以上の契約種別が存在する場合、原則すべての契約をオール電化プランに代替させていただきます。

(7) 本説明書の各種料金は、消費税および地方消費税相当額を含んだ料金となっています。

料 金 表

4. 料金表

本説明書における、各種料金および請求等については、料金表（以下、「料金表」といいます。）にて定めます。

契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別
------	---------

電 灯 需 要	オール電化プラン 東京	オール電化プラン 東京 10・20・30・40・50・60
	オール電化プラン 東京	オール電化プラン 東京 C
	オール電化プラン 東京	オール電化プラン 東京 C 実量制
	オール電化プラン 中部	オール電化プラン 中部
	オール電化プラン 関西	オール電化プラン 関西
	オール電化プラン 中国	オール電化プラン 中国
	オール電化プラン 四国	オール電化プラン 四国
	オール電化プラン 九州	オール電化プラン 九州

## オール電化プラン 東京

オール電化プラン 東京 10・20・30・40・50・60

### (1) 適用条件

- イ 供給地が、東京電力パワーグリッド管内であること。
- ロ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

### (2) 契約電流

- イ 契約電流、10 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流 制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。

### (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拋出金反映額）に定める容量拋出金反映額の合計とします。
- ロ 基本料金  
基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

名称	契約電流	料金
オール電化プラン東京 10	契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
オール電化プラン東京 20	契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
オール電化プラン東京 30	契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
オール電化プラン東京 40	契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
オール電化プラン東京 50	契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
オール電化プラン東京 60	契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

## 八 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

名称	時間帯区分	料金
オール電化プラン東京 10・20・30・40・ 50・60	昼間時間の 1 キロワット時につき	25 円 28 銭
	夜間時間の 1 キロワット時につき	17 円 78 銭

時間帯区分は、次のとおりといたします。

昼間時間 毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。

## 二 最低月額料金

□およびハによって算定された基本料金と電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額の合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計といたします。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

## オール電化プラン 東京

オール電化プラン 東京 C

### (1) 適用条件

- イ 供給地が、東京電力パワーグリッド管内であること。
- ロ 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるお客さまで、当社との協議が整った場合。

### (2) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは 交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合  
 $\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1, 000$   
 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

ハ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流 (アンペア)  $\times$  電圧 (ボルト)  $\times 1.732 \times 1/1, 000$

### (3) 料金

イ 料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費等調整額) に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5 (容量拠出金反映額) に定める容量拠出金反映額の合計とします。

#### ロ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

名称	契約電流	料金
オール電化プラン東京 C	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭

#### ハ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

名称	時間帯区分	料金
オール電化プラン東京 C	昼間時間の 1 キロワット時につき	25 円 28 銭
	夜間時間の 1 キロワット時につき	17 円 78 銭

時間帯区分は、次のとおりといたします。

昼間時間 毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。

## オール電化プラン 東京

### オール電化プラン 東京 C 実量制

#### (1) 適用条件

- イ 供給地が、東京電力パワーグリッド管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

#### (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

#### (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

#### ロ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

名称	契約電流	料金
オール電化プラン東京 C 実量制	契約容量 1 キロワットにつき	458 円 33 銭

## 八 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

名称	時間帯区分	料金
オール電化プラン東京 C 実量制	昼間時間の 1 キロワット時につき	25 円 28 銭
	夜間時間の 1 キロワット時につき	17 円 78 銭

時間帯区分は、次のとおりといたします。

昼間時間 毎日午前 6 時から翌午前 1 時までの時間をいいます。

夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。

## オール電化プラン 中部



(1) 適用条件

- イ 供給地が、中部電力パワーグリッド管内であること。
- ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であるお客さまで、当社との協議が整った場合。

(2) 契約容量

- イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ロ 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合  
契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/1,000  
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。
- ハ 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1.732×1/1,000

(3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

ロ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

名称	契約電流	料金
オール電化プラン中部	契約容量10キロボルトアンペア まで	1,487円04銭
	契約容量10キロボルトアンペア 超過分	1キロボルトアンペアあたり 286円00銭

ハ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

名称	時間帯区分	料金
オール電化プラン中部	デイトタイム 1キロワット時につき	37 円 94 銭
	ホームタイム 1キロワット時につき	27 円 95 銭
	ナイトタイム 1キロワット時につき	16 円 30 銭

時間帯区分は、次のとおりといたします。

デイトタイム	平日	午前 10 時から午後 5 時まで
ホームタイム	平日	午前 8 時から午前 10 時まで、午後 5 時から午後 10 時まで
	土日祝（※）	午前 8 時から午後 10 時まで
ナイトタイム	平日	午後 10 時から翌朝午前 8 時まで
	土日祝（※）	午後 10 時から翌朝午前 8 時まで

※土曜・日曜・祝日および 1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

## オール電化プラン 関西

### (1) 適用条件

- イ 供給地が 関西電力送配電管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

### (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

### (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。
- ロ 基本料金
 

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量最初の 10kw まで	2,068 円 00 銭
10kw をこえる 1kW につき	396 円 00 銭

## 八 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

		単位	料金
昼間時間	夏季	1kWh	27 円 22 銭
	その他季	1kWh	24 円 75 銭
朝晩時間		1kWh	21 円 52 銭
夜間時間		1kWh	14 円 29 銭

- (1) 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (2) その他季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日まで
- (3) 昼間時間 平日 午前 10 時から午後 5 時まで
- (4) 朝晩時間 平日 午前 7 時から午前 10 時まで、午後 5 時から午後 11 時まで  
土日祝（※） 午前 7 時から午後 11 時まで
- (5) 夜間時間 平日 午後 11 時から翌朝午前 7 時まで  
土日祝（※） 午後 11 時から翌朝午前 7 時まで

※土曜・日曜・祝日および 1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、  
12 月 30 日、12 月 31 日

## オール電化プラン 中国

### (1) 適用条件

- イ 供給地が 中国電力ネットワーク管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

### (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

### (3) 料金

イ 料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

ロ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量最初の 10kw まで	1,650 円 00 銭
10kw をこえる 1kW につき	407 円 00 銭

ハ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金
夏季デイトタイム	1kWh	32 円 03 銭
その他季デイトタイム	1kWh	30 円 01 銭
ナイトタイム	1kWh	14 円 87 銭
休日料金	1kWh	14 円 87 銭

- (1) 夏季デイトタイム 平日の 9 時～21 時まで（7 月 1 日から 9 月 30 日）  
 (2) その他季デイトタイム 平日の 9 時～21 時まで（10 月 1 日から翌年 6 月 30 日）  
 (3) ナイトタイム 平日 0 時～9 時、平日の 21 時～24 時  
 (4) 休日料金 土曜日・日曜日・祝日、1/2～1/4、5/1～2、12/30～31 の全日

オール電化プラン 四国

(1) 適用条件

- イ 供給地が 四国電力送配電管内であること。  
 ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

(2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

### (3)料金

イ料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

#### ロ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量最初の 10kw まで	1,196 円 55 銭
10kw をこえる 1kW につき	415 円 56 銭

#### ハ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金
平日昼間	1kWh	31 円 12 銭
夜間・休日	1kWh	17 円 88 銭

平日昼間 毎日 午前 9 時から午後 11 時まで

夜間・休日 平日 午後 11 時から翌朝午前 9 時まで

土日祝（※） 終日

※土曜・日曜・祝日および 1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

### オール電化プラン 九州

#### (1) 適用条件

- イ 供給地が、九州電力送配電管内であること。
- ロ 契約容量が 49kw 以下であること。

## (2) 契約容量

- イ 契約容量はその月の料金算定期間中において、スマートメーターにより計量された 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値と、前 11 ヶ月の 30 分ごとの使用電力量の値を 2 倍した値の最大値のうち、いずれか大きい値といたします。

## (3) 料金

- イ 料金は、基本料金、電力量料金、「たのしいでんき約款」別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金、「たのしいでんき約款」別表 2（燃料費等調整額）に定める燃料費等調整額および「たのしいでんき約款」別表 5（容量拠出金反映額）に定める容量拠出金反映額の合計とします。

### □ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量	料金
契約容量 10kW 以下	1,650 円 00 銭
契約容量 11kW～15kW まで	4,400 円 00 銭
契約容量 15kW 超過分	1kW あたり 550 円 00 銭

## 八 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金
平日昼間 夏冬	1kWh	26 円 30 銭
平日昼間 春秋	1kWh	23 円 47 銭
休日昼間 夏冬	1kWh	20 円 80 銭
休日昼間 春秋	1kWh	17 円 46 銭
夜間	1kWh	13 円 21 銭

- (1) 春秋 3/1～6/30 および 10/1～11/30  
(2) 夏冬 春秋以外の日  
(3) 昼間時間 毎日午前 8 時から午後 10 時まで  
(4) 夜間時間 毎日午後 10 時から翌朝の午前 8 時まで  
(5) 休日 土、日、祝日、1/2～3、4/30～5/2、12/30～31

(5) 平日 休日以外の日

## 5. 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款 2 の 2(供給条件の説明等)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。